

---

プロジェクト **基本財務諸表**

項目 **第 38 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見及び対応案**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「本公開草案」という。）に対するコメント・レターに関して、第 38 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 7 月 17 日開催。以下「前回専門委員会」という。）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

### コメント・レター案（総論部分）の検討

#### 【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、本公開草案に対するコメント・レターの総論の記載内容として、主に次の事項について、前回専門委員会より変更した。
  - (1) 営業損益算定の目的及び営業損益の定義に関する本公開草案に対する代替案として、営業損益の目的を「企業が識別した主要な営業活動から、どれだけのリターンを生み出したのかを示すことを目的とすること」及び営業損益の定義を「営業損益とは、企業が主要な営業活動であると識別した活動から生じた損益をいう。」とした。
  - (2) 経営者業績指標（Management Performance Measures: MPM）について、「IFRS 基準により定義される小計では適切に財務業績を表すことができないと企業が判断した場合に、調整を条件に表示することを認める業績指標」と位置付けたうえで、純損益計算書の本表で表示すべき。
  - (3) 規制当局により流動性についてモニタリングされており、その結果が公表されている金融機関のキャッシュ・フロー計算書についても、すべての企業に画一的に要求しない可能性について検討すべきであると考えている。

## 【第38回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見】

(営業利益の小計に関する意見)

企業間比較と期間比較の関係についてコメント・レターの記載の修正を求める意見

3. 企業間比較がそれほど重視されないという記載は、投資家の考えとは逆行している。投資家は、企業が主たる事業を明確に示すことで企業間比較が保たれると考えている。
4. 企業間比較の観点からはそれほど重視されないという記載に違和感がある。企業間比較と期間比較の双方とも重要だが、企業間比較よりも同一企業の期間比較の観点の方が重要視されるということではないか。

**(対応案)**

「同一企業における期間比較の観点からは重視されるものの、同一期間における企業間比較の観点からはそれほど重視されない。」の記載を削除し、「企業の実態を踏まえた上で企業間の比較をすることが重要であると考えている。」に修正した。

3つの小計の表示を求めることに反対する論拠の説明を加えるべきとの意見

5. 別紙第4項(1)の第2段落で「企業がこれまで自らの財務業績の理解への目的適合性があると考えて表示してきた小計を損益計算書の本表において表示し続けることができなくなることが多くなる」について、理由を加えて説明した方が分かりやすい。

**(対応案)**

当該記載の理由として、「IFRS 基準により表示が要求される小計を跨いだ区分に含まれる項目の損益を合算することが認められなくなるため、」を加えた。

営業損益に含める損益の範囲を明確化することを求める意見

6. 投資家が気にしているのは、企業が何を本業と決めることに自由度があることではなく、一時的な損益として本業の損益とされるものから除く項目が企業によりばらばらであることであり、こちらはルールで縛るようにした方が良い。
7. 事務局提案では、どのような収益及び費用が営業損益に含まれる又は含まれないと考えているのか。現状の記載ではセグメント情報で「その他」としているものは営業活動ではないので、営業損益に含めないとか、例えば減損、リストラ費用のような一時費用、又は処分損益は本業ではないので営業損益に含めないということとなるのか。

8. 日本の営業利益は何を本業として記載するかは自由である定款を基礎に決定され、臨時巨額な特別損益を除いて表示しなければならないというルールがある。このように上手く組み合わせられた実例があるのだから、それを説明するべき。

**(対応案)**

事務局提案は、企業が主要な営業活動であると識別した活動に関連する損益は通例でないものも含めて営業損益に含めることを意図している。そのため、それが明確になるように営業損益の定義を「営業損益とは、企業が主要な営業活動であると識別した活動に関連して純損益に含めて認識した収益及び費用をいう。」と修文した（下線部追加）。

**(MPMに関する意見)**

**代替的業績指標（APM）のすべてを経営者業績指標（MPM）として財務諸表に含める意味はなく、範囲を限定すべきという意見**

9. 純損益計算書本表に IFRS ではない MPM を表示されることになること及び財務諸表に表示される計数とは金額の詳細さのレベルが異なる場合が多い APM を財務諸表に表示することに若干違和感を持っており、MPM についてもっと制限すべきではないかと考える。
10. 財務諸表外で MPM のようなものを表示することを禁止しようとするようなことをルール化しようとしていることが最大の問題であると考えており、任意に企業が示している APM のようなものをすべてリコンサイルさせることは意味がない。

**(対応案)**

コメント・レター案（総論部分）では、「一般とのコミュニケーションにおいて使用されているものすべてが MPM になることを意図しているのであれば、コストが便益を上回る可能性があると考えている。」という記載をしていた。これを発展させ、「MPM とする項目は、IFRS 基準を基礎としたものに限定すべきであると考えている（この結果、調整項目も IFRS 基準を基礎としたものとなる）。」の記載を追加した。

11. 事務局提案では MPM を「IFRS 基準により定義される小計では適切に財務業績を表すことができないと企業が判断した場合に、調整を条件に表示することを認める業績指標」と位置付けることを提案しているが、事務局が提案する営業損益の定義では適切に財務業績を表すことができないというように読める。「適切に」に代えて「十分に」と修文してはどうか。

**(対応案)**

本記載は、企業が IFRS 基準により定義される小計よりも、より目的適合的であ

ると判断した業績指標を純損益計算書の本表に小計として表示するものを MPM とすることを意図している。そのため、「適切に」を維持することが考えられる。

## コメント・レター案（各論部分）の検討

### 【第 38 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見】

（質問 1「営業損益」のコメント案に関する意見）

#### 『営業活動から生じた持続可能な利益』という表現の見直しに関する意見

12. 質問 1 のコメント案において、「営業活動から生じた持続可能な利益」を示す業績指標の表示を優先的に検討すべきであるという考えを示されているが、ここでいう「持続可能」は、ESG やサステイナブル・ディベロップメントにおける「持続可能」とは異なる概念であることが分かる表現にできないか。

#### （対応案）

現在の ASBJ 事務局の代替案は、通例でないと考えられる項目を営業損益からは除外していないため、代替案の営業損益の小計は持続可能な利益とはなっていない。そのため、「持続可能」という表現を置き換えるよりも、『「営業活動から生じた持続可能な利益」を示す業績指標の表示を優先的に検討すべきである』という記載はコメント案から削除した。

（質問 9「営業費用の分析」のコメント案に関する意見）

#### 純額表示の実務について具体的に記載することを求める意見

13. 相殺表示した項目に関する注記については相殺後の金額で開示することを明示すべきであるというコメントについて、金融機関の表示実務において相殺表示が多いことを前提としてコメントしていることが分かるように具体的に記載してはどうか。

#### （対応案）

金融機関の IFRS 基準における表示実務を踏まえて、「実際に、現行の IFRS 基準における表示実務においても、金融機関の純損益計算書において投資収益純額など相殺表示が見られる。」を追記した。

（質問 10「通例でない収益及び費用」のコメント案に関する意見）

別掲表示を要求するリストに公開草案の IFRS 第 X 号 B15 項に挙げられている項目を

**追加するだけでは十分ではないという意見**

14. 公開草案の IFRS 第 X 号 B15 項（区分表示が生じる状況の例）には、リストラクチャリングコストなどが挙げられているが、別掲表示を要求するリストに当該 B15 項に挙げられている項目を追加するだけでは、通例でない項目を別掲するのは十分ではないのではないか。

**(対応案)**

当該 B15 項に挙げられている項目以外にどの項目を別掲表示するリストに追加すべきかを判断することは容易ではないと考えられるなかで、少なくとも当該 B15 項に挙げられている項目（有形固定資産の減損損失、有形固定資産の処分、投資の処分、訴訟の解決、引当金の戻入れ等）については別掲表示を要求することが財務諸表利用者の判断にとって有用と考えられるため、ASBJ 事務局としては当該 B15 項の項目を、別掲表示を要求するリストに追加することのみを提案している。

**(質問 13「キャッシュ・フロー計算書」のコメント案に関する意見)****キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合に、財務諸表において流動性に関する情報と相互参照することを要求することは現実的ではないという意見**

15. キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合に、流動性に関する情報が相互参照により財務諸表に組み込まれるという記載は踏み込み過ぎではないか。流動性に関する情報を作成する場合には財務以外の数字も使うため、財務諸表に組み込んで監査を受けるとするのは現実的ではないのではないか。

**(対応案)**

キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合に、流動性に関する情報が基本財務諸表と同じ条件で同時に相互参照により利用可能であれば有用な情報になると考えられるが、懸念のコメントを踏まえて当該記載は削除した。

以上